

平成 29 年度第 2 回 燕市特定空き家等審査会 議事録

議題(1) 特定空き家除去事業について

個人情報が含まれるため非公開とします。

議題(2) 燕市空家等対策計画の変更(案) 軽微な変更について

(事務局より説明)

計画の趣旨や目的に変更はありません。

国庫補助の申請において、説明の追記を求められたことから県と国に協議をし、軽微な変更として用語の解釈を補う説明の追記を行うものであります。

具体的な内容としては、「対象空き家等」の欄に「燕市特定空き家等除去事業で取得した空き家を含む」という説明を加えるものです。空家等対策の推進に関する特別措置法においては、国または地方公共団体が所有する建物については空き家に含まれないこととなっていますが、燕市特定空き家除去事業においては、市が取得して解体し、その跡地を有効活用するという流れになっていることから、この場合においては取得した空き家においても対象とする旨の追記が必要になったものです。

(意見照会)

委員：法で除外した地方公共団体が所有する空き家とは、現段階において持っている空き家を指し示しており、対策段階で取得した空き家については、計画に明記することで法で除外したものとはならない。という考え方で良いか？

事務局：その通りです。

委員：この変更を行うことで、計画本来の動きに影響はないのか？

事務局：ありません。

採決を取り、満場一致にて承認。